

京都府警察の巡査長に関する訓令

[最終改正 令和3.8.25 京都府警察本部訓令第19号]

(目的)

第1条 この訓令は、巡査長に関する規則（昭和42年国家公安委員会規則第3号）並びに京都府警察本部等組織規則（昭和42年京都府公安委員会規則第3号）第69条及び京都府警察署組織規則（昭和35年京都府公安委員会規則第9号）第12条の規定に基づき、勤務成績が優良であり、かつ、実務経験が豊富な巡査の能力及び経験を活用して、指導体制の強化を図るため、巡査長の設置等について必要な事項を定めることを目的とする。

(巡査長の設置)

第2条 警察本部及び市警察部の課、室、部の附置機関及び警察学校並びに警察署（以下「所属」と総称する。）に、次の各号に掲げる基準に従い、巡査長を置く。

- (1) 巡査が複数で勤務する交番等の勤務箇所については、勤務の単位ごとに1人以上
- (2) 巡査が単独で勤務する駐在所等の勤務箇所については、重要なものごとに1人
- (3) 前2号に掲げる勤務箇所以外の箇所については、必要があるものごとに1人以上

(巡査長の行う職務)

第3条 巡査長は、巡査として勤務するほか、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 勤務をともにする巡査（巡査長たる巡査を除く。以下本条中同じ。）に対し、自己の勤務を通じて実務の指導にあたること。
- (2) 勤務をともにする巡査の勤務について必要な調整をすること。

(巡査長に充てる巡査)

第4条 巡査長には、勤務成績が優良であり、かつ、実務経験が豊富な巡査であつて、次の各号のいずれかに該当するものから選考して充てるものとする。

- (1) 勤務年数が6年（学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学（短期大学を除く。）を卒業した者にあつては2年、同法に定める短期大学又は高等専門学校を卒業した者（同法に定める専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）にあつては4年）に達しており、かつ、指導力を有する者
- (2) 巡査部長昇任試験に合格している者
- (3) その他勤務成績が優秀であり、かつ、優れた指導力を有する者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、巡査長に充てることができない。

- (1) 減給以上の懲戒処分を受けてから1年を経過しない者
- (2) 戒告処分を受けてから6箇月を経過しない者
- (3) 現に休職又は療養を命じられている者

(巡査長の選考の方法)

第5条 第4条第1項第1号又は第3号の巡査長の選考は、所属長から推薦された巡査について、書面審査により警務部長が行うものとする。ただし、警務部長が必要と認めるときは、面接審査を行うことができる。

2 前項の規定による選考は、各部の庶務担当課長に意見を求めた上で行うものとする。

3 第4条第1項第2号の巡査長の選考については、警務部長が行うものとする。

(委任)

第6条 この訓令に定めるもののほか、巡査長の選考に関する事項については、警務部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和42年7月18日から施行する。